

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 6 月 15 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500392号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600019号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月18日の標準賞与額を32万円、平成16年12月16日の標準賞与額を33万2,000円、平成17年8月10日の標準賞与額を34万円、同年12月16日の標準賞与額を24万9,000円、平成18年6月30日の標準賞与額を16万6,000円、同年12月29日の標準賞与額を42万5,000円、平成19年7月2日の標準賞与額を24万7,000円、同年12月17日の標準賞与額を41万2,000円、平成20年9月30日の標準賞与額を4万5,000円、平成21年3月31日の標準賞与額を11万円に訂正することが必要である。

平成15年12月18日、平成16年12月16日、平成17年8月10日、同年12月16日、平成18年6月30日、同年12月29日、平成19年7月2日、同年12月17日、平成20年9月30日及び平成21年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月18日、平成16年12月16日、平成17年8月10日、同年12月16日、平成18年6月30日、同年12月29日、平成19年7月2日、同年12月17日、平成20年9月30日及び平成21年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月18日
② 平成16年12月16日
③ 平成17年8月10日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年6月30日
⑥ 平成18年12月29日
⑦ 平成19年7月2日
⑧ 平成19年12月17日
⑨ 平成20年9月30日
⑩ 平成21年3月31日

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。賞与明細書及び銀行の預金通帳を提出するので、将来の年金受給額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書及び銀行の預金通帳並びにA社の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑩までの標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、平成15年12月18日は32万円、平成16年12月16日は33万2,000円、平成17年8月10日は34万円、同年12月16日は24万9,000円、平成18年6月30日は16万6,000円、同年12月29日は42万5,000円、平成19年7月2日は24万7,000円、同年12月17日は41万2,000円、平成20年9月30日は4万5,000円、平成21年3月31日は11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年12月18日、平成16年12月16日、平成17年8月10日、同年12月16日、平成18年6月30日、同年12月29日、平成19年7月2日、同年12月17日、平成20年9月30日及び平成21年3月31日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500384 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600020 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 13 年 6 月 16 日から同年 7 月 16 日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者記録は資格喪失日が平成 13 年 6 月 16 日となっているが、私は同社に同年 7 月 15 日まで在職していたので、将来の年金受給額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社を承継したB社から提出された請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、資格喪失年月日欄に「平成 13 年 6 月 16 日」、備考欄に「平成 13 年 6 月 15 日退職」と記載されており、オンライン記録の資格喪失年月日と一致していることが確認できる。

また、B社は、請求者に係る賃金台帳等の資料はなく、請求者の請求期間の厚生年金保険料の控除について不明と回答している上、請求期間当時のA社の事業主も、当時の資料はなく、請求者の請求期間の厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

さらに、請求期間当時の同僚 26 名に照会したところ、11 名から回答があり、そのうちの 1 名は請求者を記憶していたが、請求者の請求期間の勤務については不明と回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。